



『消防通信指令事務共同運用に係る基本的事項に関する合意書』 -調印式-

消防通信指令事務共同運用とは、複数の消防本部において消防指令センターを共同で整備し共同で配置した職員により消防通信指令業務を行うことです。

七尾市と羽咋都市広域圏事務組合において、消防通信指令事務の共同運用についての検討を重ねた結果、住民サービスの向上や行財政上の効果など、多くの有効性が認められました。このため、令和4年3月28日に七尾市長と羽咋都市広域圏事務組合長による合意書の調印を行いました。

今後、合意書に基づき七尾市及び羽咋都市広域圏事務組合議会の議決を経て、協議会を設置し、「連携・協力」を図り圏域住民の皆様のために準備を進めていきます。

【共同運用による効果】

- ①両市町の災害情報を一括管理することによる迅速な応援体制の強化
- ②施設等の初期設備及び維持管理に要する経費の削減
- ③通信指令員の効率的な人員配置による現場活動職員の増強及び専門分野での事務の効率化